

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ◆ 子ども・子育て会議（第37回）が開催される
—食材料費の取り扱い・満3歳の支給認定について、本会の意見を提出……1

◆子ども・子育て会議（第37回）が開催される —食材料費の取り扱い・満3歳の支給認定について、 本会の意見を提出

平成30年10月9日、子ども・子育て会議（第37回）が開催されました。本会からは、佐藤秀樹副会長が出席しています。

(1) 子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る検討について

「新制度施行後、5年間で経過措置の期限が到来する項目」については、①幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格特例、②幼保連携型認定こども園における保育教諭の幼稚園免許状及び保育士資格取得の特例について、期限を延長することが確認されました。

幼保連携型認定こども園の施設数の増加に伴い、一方の免許状・資格のみを保有している人が増えていること、人材確保の際には一方の免許状・資格のみを保有している人の登用も必要であることから、「子育て安心プラン」の受け皿拡大の方向性もふまえ、これらの特例を平成36年度末まで5年間延長することとされています。

保育教諭の資格特例、保育教諭の幼稚園免許状取得の特例については、平成30年10月16日に開催される「中央教育審議会教員養成部会（第102回）」の審議を経て、法改正の手続きに入ります。

また、幼保連携型認定こども園における保健師、看護師、准看護師のみなし保育教諭の特例について、同様に5年間延長することが検討されています。

(2) 幼児教育の無償化について

「幼児教育の無償化」については、内閣府が作成した説明資料（全保協ニュース No. 18-24、平成 30 年 9 月 28 日号にて既報）が示されました。

論点として、前回の子ども・子育て会議において示されているとおり、資料 3-3「検討事項」に、「支給認定区分による食材料費の負担方法の違い（地方単独事業による軽減を除く。）」が示されています（詳細は、会議資料 3 の 8 ページをご参照ください）。

認可施設における食材料費の取り扱いが保育の必要性の認定種別間で異なっており、検討すべき内容とされています。

一般世帯の場合、主食・副食ともに保護者の自己負担とされ、2号認定の「副食費」、3号認定の「主食費・副食費」は保育料に含まれており、幼児教育の無償化に伴って、1号認定との整合が論点として指摘されています。

これまでに本会は、「食育は保育の根幹のひとつであり、保育所において子どもの育ちに
応じて長年にわたり取り組みを続けてきたこと、アレルギー児など食の配慮を必要とする
子どもが増えている中で、“負担方法が異なる”ことのみをもって、議論されることのない
よう、慎重な協議をしていただくよう求める」趣旨の発言を続けてまいりました。

加えて、今回の意見には、本会会員の実態調査結果を示し、すべての保護者が「主食費」を「実費徴収」とは考えていない、という課題提起をしています。

もう一点は、継続して意見表明している、満 3 歳児の支給認定の整理について、あらためて考慮するよう、意見を提出しています。

《子ども・子育て会議（第 37 回）提出資料》

（全国保育協議会 佐藤秀樹 提出資料）

幼児教育の無償化についての意見

平成 30 年 10 月 9 日／全国保育協議会

(1) 「支給認定区分による食材料費の負担方法の違い」への意見

「保護者から実費として徴収している通園送迎費、食材料費、行事費などの経費については、無償化の対象から除くことを原則とすべき」とされています。

保育所等では、3号認定子どもには「主食費・副食費」が保育料に含まれ、2号認定子どもには「副食費」のみが保育料に含まれています。

改正児童福祉法第 1 条は、「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障

される権利を有する」と定めています。

そして、保育所保育指針第3章の2「食育の推進」において示されているとおり、食育は保育の根幹として、各施設での取り組みがすすめられています。

さらに、子ども一人ひとりの状況に応じて、アレルギー児への対応や、宗教上の理由による食べられない食材への対応、障害のある子どもへの対応など細部にわたる食材の配慮（除去食・代替食等）を行っています。あわせて、家庭での食のあり方が変化し、保育所等での食事が栄養のバランスを考えるうえでも重要な役割を担っています。

また、3号認定子どもについては、一人ひとりの成長に応じた離乳食の調理などに個別に対応できる食材を使っています。

このような食育や食事への対応には、食材料費を実費徴収とすることはなじまないと考えます。

本日示された資料 3-3「検討事項」2. (3) アには、2号認定子どもの「主食費」が「実費徴収」と記載されています。

しかし、全国保育協議会「会員の実態調査 2016」(※1)の調査結果をみると、「給食の対応・3歳以上の主食」の問いへの回答には、「家庭より主食を持参」42.2%、「主食代は自治体が補助し提供」9.3%であり、あわせて50%を超える施設では、主食費の実費徴収はされていません。これは現状において、保護者は「主食代が保育料に入っていない」と認識していると読み取れます（「主食代を保護者から徴収し提供」の回答は40.4%）。

幼児教育の無償化により、保護者の負担が軽減されるにも関わらず、保育の一部として保護者に認識されている食育（食事）について、逆に負担が増えるような実費徴収はすべきではありません。

また、食材料費を納めることのできない（滞納等のある）保護者の子どもは、食事ができなくなってしまうような事態は、格差を生むことにもつながり、食育の観点からも避けるべきです。

食育は、児童福祉施設としての保育所等の役割として、守られるべき子どもの発達を保障するために必要な取り組みです。食育をこれまで同様に継続するため、子どもたちへの十分な配慮をするためにも、食材料費を実費徴収としないでください。

食材料費が実費徴収となり、不安定な財源となることを避け、安定的な財源とするためにも、食材料費について現状を維持すべきです。

(2) 年齢についての考え方への意見

幼児教育の無償化にともない、満3歳児の支給認定について整理すべきです。

子ども・子育て支援法 第19条において「満3歳に達したとき」3号認定から2号認定となるものとされています。2号認定子どもである満3歳児（3号認定子どもであった時から引き続き2歳児クラスである子ども）と、1号認定子どもである満3歳児（3歳児クラスの満3歳児の子ども等）は、同じ満3歳児であるにも関わらず扱いが

異なっています。

幼児教育の無償化にともない、3号認定から2号認定か1号認定への変更について、保護者に不公平が生じるような扱いとすべきではありません。考え方を統一することで、保護者（子ども）にとってもわかりやすく、事業者にとっても運営しやすくなると思います。

3号認定子どもが満3歳となった時点で支給の変更を行うのではなく、年度による支給認定とし、支給認定の始期は、学年初日の前日とすべきです。そのことにより、幼児教育の無償化の「満3歳児」の範囲も確定されます。

子ども・子育て支援法において、「子ども」は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう、とされています。

改正認定こども園法において、「子ども」とは、小学校就学の始期に達するまでの者をいう、とされています。文言の定義について整合をとるべきです。

(※1) 全国保育協議会 会員の実態調査 2016

- ・調査対象 全国保育協議会 会員施設 21,185 か所
- ・調査時期 平成28年9月～12月 有効回収数 5,873件 有効回答率 27.7%
- ・全国保育協議会ホームページに調査結果報告書を掲載

<http://www.zenhokyo.gr.jp/cyousa/cyousa.htm>

- ・「3歳以上児の主食」の回答 (n=5,845)
「家庭より主食を持参」42.2% 「主食代を保護者から徴収し提供」40.4%
「主食代は自治体が補助し提供」9.3% その他5.3% 無回答2.7%
(%は、四捨五入により合計が100%とならない)

内閣府のホームページに、すべての会議資料が掲載されています。

本会の提出した意見は、参考資料3の9～10ページに記載されていますので、ご参照ください。

【内閣府 子ども・子育て支援新制度 子ども・子育て会議】

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/index.html>